

公益財団法人新宿未来創造財団 令和元年度第 4 回理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとするみなされた事項の内容

議案第 16 号 令和元年度第 2 回評議員会の議案を追加することについて

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条及び同第 197 条の規定に基づき、令和元年度第 2 回評議員会の議案を追加することについて決定した。

評議員会の目的である事項 公益財団法人新宿未来創造財団常勤役員（理事長）の報酬月額
の改定について

2. 理事会の決議があったものとするみなされた事項の提案者

理事長 永木秀人

3. 理事会の決議があったものとするみなされた日

令和元年 12 月 11 日

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事

理事長 永木秀人

5. 理事総数 13 名の同意書

別添のとおり。

6. 監事総数 3 名の異議がないことを証する書類

別添のとおり。

令和元年 12 月 11 日、理事長永木秀人が理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発送し、当該提案につき令和元年 12 月 11 日に理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また監事から文書により異議がない旨の意思表示を得た。そのため、定款第 35 条第 2 項に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとするみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったものとするみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

令和元年 12 月 11 日

公益財団法人 新宿未来創造財団
理事長 永木 秀人